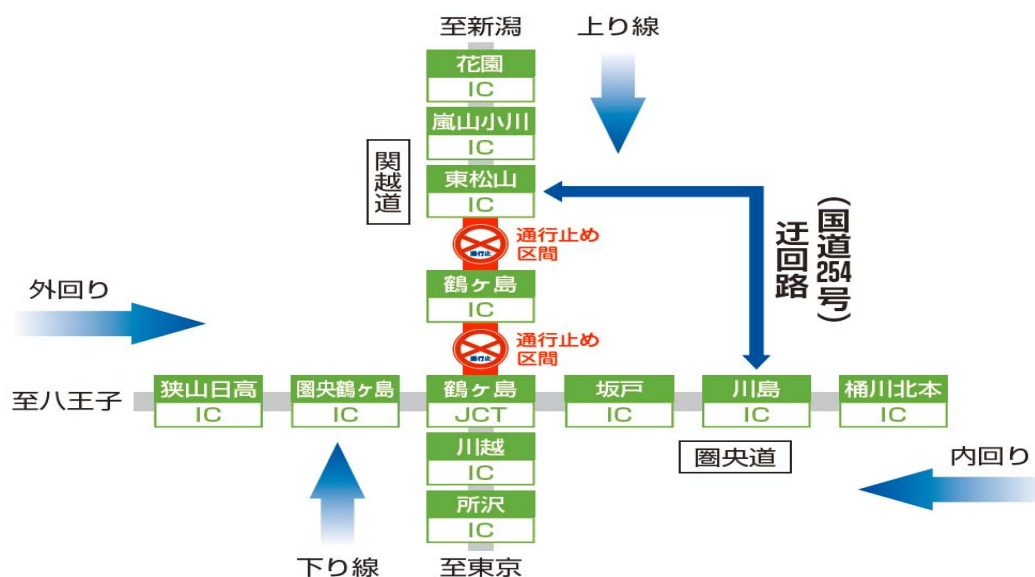


通行止めに伴う乗り継ぎ料金調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましてはご利用料金の調整をいたします。ご利用にあたっては一旦流出するインターチェンジでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」を、乗り継ぎ後の最初の出口料金所で、乗り直した料金所にて発行した「入口通行券」と一緒に係員に提出していただくと、所定の調整方法により算出した調整料金となります。

また、ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通常どおり料金所のETCレーンを通行してください。この場合でも原則として直通走行(最初の流入ICと乗り継ぎ後の最初の流出IC間)に適用されるETC時間帯割引が適用されたこととして、料金の乗り継ぎ調整が行われます。(ご利用時は調整前の料金表示となりますが、請求時にはご利用区間に応じた調整後の料金で請求させていただきます。)

方向	迂回路への流出IC	迂回路からの再流入IC
関越道東京方面、圏央道方面から 関越道新潟方面へのご利用	圏央道 川島IC	関越道 東松山IC
関越道新潟方面から 関越道東京方面、圏央道方面へ のご利用	関越道 東松山IC	圏央道 川島IC



※通行止めの開始、解除直後に関越道 鶴ヶ島ICで流出または流入した場合、および流出の直後に通行止めが解除され、同一ICから流入した場合も料金調整を行います。